

青梅市行政不服審査会議事概要（第1号事件）

1 日 時 令和4年1月19日（水）10時00分～10時30分

2 場 所 青梅市役所4階403会議室

3 出席者

[委 員]

伊東 健次

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[処分庁説明員]

市民部長

細金 慎一

市民部市民課長

青木 政則

市民部市民課住民記録係

古谷 知子

[事務局]

総務部長

谷合 一秀

総務部文書法制課長

布田 信好

総務部文書法制課法制担当主査

陶山 晶平

総務部文書法制課法制担当主査

横山 竜太

4 議事内容

第1号事件「令和3年7月28日付け住民票の写しの不交付決定にかかる審査請求」について、処分庁の説明を受け、質疑の後、委員による協議を行った。

(1) 処分庁の説明およびそれに対する質疑応答

弁明書に沿って、処分庁の説明が行われた。

(質疑) 当初受付市町村長から転送された支援措置申出書の写しには、具体的にどのようなストーカ行為があったと記載されていたのか。

(回答) 支援措置申出書の写しには、申出者の状況欄にある「ストーカ規制法」にチェックがあり、「申出者の状況に相違ないものと認める。」と所轄の警察署長が認めた旨の記載がある。

(質疑) 支援措置が講じられている期間については、令和3年4月9日から令和4年4月8日までと期間が設定されているが、この期間が終了したらどうなるのか。

(回答) 支援措置の期間は、支援措置の期間が終了する1か月前から、支援措置の延長という手続をすることが可能である。したがって、本件対象者においても、引き続き支援措置を要する場合には、住所地の市町村に支援措置延長の申出をすることになる。当該延長の申出がなかった場合は、これをもって終了という手続になる。

(2) 協議内容

事前に送付された関係資料にもとづき、委員による協議を行った。住民登録にかかる審査請求については、各自治体でもかなり出ているものである。

審理員意見書はかなり詳しく書いてもらっているが、もう少し簡略化していいと思う。あとは、正当な事由があるか否かのところに力を入れて、答申書を作成すればいいのではないか。

(3) 審査結果

本件審査請求は棄却とするのが妥当である。